令和９年度　　関市留守家庭児童教室の利用について

■留守家庭児童教室について

関市留守家庭児童教室（以下、児童教室）は、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校の児童に対して、放課後や夏休みなどの学校の長期休業期間に、家庭に代わる遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

■開設場所及び定員（市内児童教室一覧）

小学校区	所在地	開設場所	定員
安桜小学校区	関市いろは町１番地	小学校敷地内別棟教室	１００人
旭ヶ丘小学校区	関市旭ヶ丘２丁目１番１号	小学校校舎内１階教室	７６人
桜ヶ丘小学校区	関市明生町４丁目１番１号	小学校敷地内別棟教室	８４人
瀬尻小学校区	関市小瀬２１２０番地４	小学校敷地内別棟教室	１００人
倉知小学校区	関市段下６６番地１	小学校体育館２階会議室	１２０人
南ヶ丘小学校区	関市倉知４３７２番地	小学校校舎内１階教室	４０人
富岡小学校区	関市市平賀５０１番地１	富岡保育園２階児童教室	１００人
田原小学校区	関市西田原１４６５番地	小学校校舎内１階会議室	３９人
下有知小学校区	関市下有知１５２５番地１	小学校校舎内１階教室	７８人
富野小学校区	関市西神野２７０番地１	小学校校舎内１階多目的教室	３７人
金竜小学校区	関市上白金４８２番地１	小学校南側別棟教室	９６人
洞戸小学校区	関市洞戸市場２４８番地	小学校１階ﾗﾝﾁﾙｰﾑ隣多目的室	４９人
洞戸小学校区・板取	関市板取１６４３番地１７	板取ふれあいセンター内 （※夏休みのみ）	１０人
博愛小学校区	関市武芸川町高野２５４番地	小学校校舎内１階教室	３８人
武芸小学校区	関市武芸川町谷口１３３６番地	小学校校舎内３階音楽準備室	１９人
武儀小学校区	関市富之保２７７７番地２	小学校家庭課棟１階家庭科室	４０人
武儀小学校区・上之保	関市上之保１０７１番地	上之保小学校体育館２階会議室	１０人

※通学する小学校区の児童教室を利用していただきます。

■利用できる児童の要件

（１）市内の小学校に就学している１～４年生までの児童
※定員に余裕のある児童教室は、５、６年生の利用も可

（２）保護者が以下の①～⑤の理由により児童を保育できない家庭
※ただし、保育できない日が**月に１５日以上**あり、その状態が**３ヶ月以上継続**していること。

① 就労している（自営業も含むが内職は除外）
≪通年利用≫**午後３時まで勤務していること（通勤時間は含まない）**
≪長期休業期間のみの利用≫**１日４時間以上勤務していること**
② 大学等への就学または就労を目的とした技能訓練のための就学（職業訓練校等）をしている等
③ 病気療養中（精神もしくは身体に障がいを有している場合も含む）
④ 疾病または障がいを有する親族を介護、または看護している
⑤ 出産予定月とその前後１か月

＜下記事項に該当する場合は、ご利用できません＞
・同居の祖父母（利用開始時点で６５歳以上の祖父母は除く）が就労等の理由がなく児童を保育できる場合
・利用する児童の心身に著しく障がいがある場合
・病気療養中、けがの治療中の場合　※日常の動作に支障がない軽度なけがは利用可。
・児童教室の運営上支障があると認められる場合
※集団活動ができない児童に支援員がかかりきりになり、ほかの児童を安全に見守ることができなくなる場合、児童教室で集団活動に適さないと判断し、それを教育委員会が認めたときは利用を中止していただきます。

■利用形態および期間

利 用 形 態	期　　間
通 年 利 用	令和9年4月1日～令和１０年3月３１日　（長期休業期間も含む）
長期休業期間のみの利用	春休み4月　　（令和9年4月1日～4月6日）
	夏休み7月、8月　（令和9年7月２１日～8月２７日）
	冬休み１２月、1月（令和9年１２月２７～令和１０年1月7日）
	春休み3月　　（令和１０年3月２７日～令和１０年3月３１日）

※新１年生も４月１日から利用できます。
※長期休業期間のみの利用の場合、始業式、終業式、修了式は利用できません。

■休業日

（１）土・日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律に定める休日）
（２）１２月２９日～翌年1月3日
（３）その他市長が必要と認めた日（気象警報発令時など教育委員会決定に準じる）
※ 気象状況や教育委員会（学校）の決定に準じ、臨時休室となる場合があります。
※ 感染症等による学校閉鎖の場合は臨時休室となります。学級閉鎖のクラスの児童は利用できません。

■利用時間（開室時間）

開室日	開室時間
通常の月曜日～金曜日	授業終了時～午後7時
学校行事による振替休業日等	午前8時～午後7時
長期休業期間（夏・冬・春休み）	午前7時３０分～午後7時

■使用料

（１）通年利用（月額使用料）

区　分	月額使用料（円）			
	午後５時まで	午後６時まで	午後６時30分まで	午後７時まで
４～6月、9～3月	4,000	5,000	6,000	7,500
7月	6,000	7,500	9,000	11,250
8月	8,000	10,000	12,000	15,000

（同一世帯で２人以上利用者がいる場合、２人目以降の月額使用料）

区　分	２人目以降の月額使用料（円）			
	午後５時まで	午後６時まで	午後６時30分まで	午後７時まで
４～6月、9～3月	2,000	2,500	3,000	3,750
7月	3,000	3,750	4,500	5,600
8月	4,000	5,000	6,000	7,500

（２）長期休業期間のみの利用（月額使用料）

区　分	月額使用料（円）			
	午後５時まで	午後６時まで	午後６時30分まで	午後７時まで
春・冬休み（4，１２，1，3月）	2,000	2,500	3,000	3,750
夏休み7月	3,000	3,750	4,500	5,625
夏休み8月	8,000	10,000	12,000	15,000

（同一世帯で２人以上利用者がいる場合、２人目以降の月額使用料）

区　分	２人目以降の月額使用料（円）			
	午後５時まで	午後６時まで	午後６時30分まで	午後７時まで
春・冬休み（4，１２，1，3月）	1,000	1,250	1,500	3,750
夏休み7月	1,500	1,875	2,250	2,800
夏休み8月	4,000	5,000	6,000	7,500

（3）長期休業期間に午前7時３０分から利用する場合の追加料金　（上記月額使用料に追加）

区　分	午前7時３０分から午前8時までの月額使用料（円）	
	１人目	２人目以降
4月、１2月、1月、3月	５００	２５０
7月	７５０	３７０
8月	2,０００	１，０００

※利用期間中は利用の有無にかかわらず使用料がかかります。日割り計算は行いません。
※月の途中に退室する場合（１５日までに）や、入室する場合（１６日以降）は、使用料は半額になります。
※使用料とは別に、おやつ代や活動に伴う材料費等として毎月５００円（夏休み7，8月は計4，０００円）の実費負担があります。（金額は変更になる場合があります。）
※その他、傷害保険に加入するため、年間８００円の保険料が必要です。
※通年利用の場合、夏休みのみ退室することもできます。その場合、7月は通常の（4～6月と同じ）使用料、8月の使用料はいただきません。

（4）支払方法

原則、口座振替です。振替日は毎月末日(月末が休業日の場合は、翌営業日)です。※１２月の振替日は２７日です。振替ができなかった場合、１回に限り翌月中旬に再振替を行いますが、残高不足にならないように、振替日前までに確認をお願いします。

（5）減免制度

下記の対象者については、申請により使用料が減免されます。該当する場合は、「関市留守家庭児童教室使用料減免申請書」を入室申込み時または、該当することとなった時点でご提出ください。

対　象　者	減　免
生活保護法による保護を受けている世帯	使用料の全額
ひとり親世帯かつ令和８年度市民税が非課税の世帯	使用料の半額

※ 年度中途に減免申請をされた場合は、申請月の翌月から対象となります。
※ 年度当初の申請者には、市民税が確定後（６月頃）に承認・不承認の通知をさせていただきます。
※ ４、５月分は、減免前の金額で納付していただき、６月分以降で調整します。
※ 前年度市外に居住されていた方は、転入前の市町村の非課税証明書の提出が必要です。（６月に提出）

■利用申請

（1）申請期間

入室希望月	受　付　期　間
通年利用　４月	令和8年１２月1日（火）～令和9年1月１５日（金）
通年利用　５月以降	入室希望月の前月１５日まで ※ただし、申請時点で定員を超えている場合は待機となります。
長期休業期間のみの利用	令和8年１２月1日（火）～令和9年1月１５日（金） ※空きがあれば随時申込み可（ただし、夏休みは5月末日、冬休みは１０月末日、春休みは1月末日までで締切ります。）

（2）申請方法

●オンライン申請

パソコン又はスマートフォンで、市ホームページ内の URL から、申請フォームにアクセスしてください。
申請内容を入力し、就労証明書などの「必要書類」（下記参照）をカメラで撮影し、画像データまたは PDF ファイルを添付して送信してください。
※必要書類は申請前にご準備いただくと申請がスムーズです。
※入力に時間がかかる場合があります。余裕のある時間帯にご申請ください。
※２４時間受付けています。

市ホームページはこちら▶▶▶

★必要書類　（※利用開始時点で６５歳以上の祖父母等に関する書類は不要です。）

保育できない理由	提出書類　（オンラインの場合はカメラで撮影して添付）
就労（内職は除く）	就労証明書　（自営業の場合は、ご自分で記入したもの）
就学又は職業訓練	学生証または合格通知の写し、訓練在籍証明書等
病気療養	「児童の保育ができない状態であること」及び、「療養期間」が記載された診断書　または身体障害者手帳等の写し
介護・看護	介護・看護が必要であることが分かる診断書、手帳や介護保険証など等級が分かるページの写し
出産	母子手帳（出産予定日が分かるページ）の写し

※オンライン申請ができない場合は、申請用紙等にご記入いただき、申込先へご提出ください。

【 提出書類 】（１）関市留守家庭児童教室入室許可申請書
（２）引き渡し登録カード
（３）就労証明書等　※上記「必要書類」をご確認ください。
（４）関市留守家庭児童教室使用料減免申請書　※減免申請される方のみ

※「就労証明書」や「入室許可申請書」などの各様式は教育総務課窓口に置いてあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

【 申込先 】　教育総務課（市役所本庁舎５階）、各地域事務所（西部支所除く）
（平日　午前8時４５分から午後4時４５分まで）
各留守家庭児童教室　（平日　開室時間のみ）

■入室決定

期限内に申請されたものについて、入室要件等の審査を行います。この審査により入室をお断りする場合があります。また、提出書類に不備がある場合、再提出を依頼することがあります。入室の決定は、２月中旬に、「入室許可書」と関係書類を保護者へ郵送します。（５月以降の入室申請については、申請後随時入室許可書等を郵送いたします。）許可証が届いた方は、口座振替のお手続きを速やかにお願いいたします。また、入室前に必ず利用について、児童教室で説明を受けてください。

■取下げ届

入室許可書を受け取ったあと、児童教室を利用しなくてもよくなった場合は、申請の取下げを行ってください。

■変更届

（１）就労状況の変更･･･新たに就労証明書の提出をお願いします。
（２）利用時間の変更･･･変更希望月の前月中に「変更届」を提出してください。
※利用時間を長くする場合は、就労証明書の再提出が必要です。
（３）住所、氏名等の変更･･･届出は不要です。
※転校し、別の児童教室に変わる場合は、改めて利用申請が必要です。

■退室･休室届

退室するときは**退室日の前日**までに退室届を提出してください。また、一時的に休まれる場合は、休室届を提出してください。（ただし、休室の場合は、使用料は全額発生します。）

※上記手続きは、市ホームページからオンラインでお手続きが可能です。ホームページをご確認ください。

■その他

・留守家庭児童教室使用料に未納がある場合は、児童教室の利用はできません。
・利用にあたっては、お子さまとよく話し合い、利用の意思を確認してください。

■お問合せ先

関市教育委員会 教育総務課
〒501-3894　関市若草通3丁目1番地　関市役所 本庁舎5階　TEL：0575-23-7722
TEL：平日 午前８時30分から午後５時15分まで
窓口：平日 午前８時45分から午後４時30分まで